

「千葉県保健医療計画」の改定に係る検討の進め方について(案)

令和5年度に予定されている「千葉県保健医療計画」※の改定にあたり、「地域リハビリテーション支援体制の整備」記載部分について、以下のとおり改定に係る検討を進めることとしたい。

※千葉県保健医療計画は、医療法第30条の4の規定による医療計画

1 計画改定の実施体制

- (1) 前回（平成29年度）の計画の改定にあたっては、平成26年の介護保険法改正により、リハビリテーション専門職の活用が新しい介護予防事業の中に位置づけられたことから、地域リハビリテーションを取り巻く環境の変化等を計画に反映させる必要があったため、外部の有識者を含む検討組織（地域リハビリテーション検討部会、広域支援のあり方検討WG）を設置して検討を行った。
- (2) 今回の改定にあたっては、上記（1）のような検討組織の役割を本協議会に担ってもらうとともに、当該協議会において検討の前提となる骨子（案）については、県、県支援センター及び広域支援センターを中心としたグループにより作成することとしたい。

2 検討スケジュール

(1) 千葉県保健医療計画の改定スケジュール

今回の改定が、前回（平成29年度）の計画改定時のスケジュールと同様に進捗すると想定した場合のスケジュール、以下のとおりである。

年月	計画改定	医療審議会
R5年6月	医療機関への調査・県民への調査	〔諮問〕第1回 改定方針
R5年10月	素案の作成	
R6年1月	試案の作成	〔諮問〕第2回 数値目標
R6年2月	市町村等への意見聴取・パブリックコメント	
R6年3月	案の作成	〔諮問〕第3回 答申
R6年4月	公示	

(2) 「地域リハビリテーション支援体制の整備」記載部分の改定スケジュールについて

上記(1)のスケジュールを想定し、以下のとおり改定作業を進めることとしたい。

- ① 県支援センターと検討の具体的な進め方についての打合せ（令和4年5月～）
- ② 広域支援センター担当者等※との検討会議（令和4年7月～複数回実施）
※必要に応じて市町村、リハ・パートナー等関係団体との意見交換
- ③ 骨子（案）作成（～令和5年3月を目途に）
- ④ 骨子（案）をもとに協議会による更なる議論。計画（案）の検討・策定。
（令和5年度・県計画の進捗状況に合わせて）